

看護師が実施するマッサージの法的根拠に関する考察

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2022-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡本, 佐智子 メールアドレス: 所属: Department of Nursing, Faculty of Human Care at Makuhari, Tohto University
URL	https://doi.org/10.50818/00000089

【資料】

看護師が実施するマッサージの法的根拠に関する考察

An in-depth examination of massage performed by nurses from a legal ground

岡本 佐智子

Sachiko OKAMOTO

要 旨

厚生労働省は、無資格者が人の身体に関わる施術を業として実施している問題に対し、2018年5月よりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関するガイドライン作成に向けた検討が行われている。そこで、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゆう師免許を持たない看護師が行うマッサージについての法的根拠について検討を行った。看護業務の中で行うマッサージは、看護師の専門性に裏づけられた情報の収集・分析・判断を行うことにより、患者に安全に提供することができると考えられた。このことから、看護師はマッサージを実施できると解釈できる。

キーワード：看護師，あん摩マッサージ指圧師，マッサージ，法的根拠，法的立場

I はじめに

マッサージは看護業務の1つとして、臥床している患者の腰背部をさすり、筋の緊張を和らげて痛みを緩和したり、胃内視鏡検査で咽頭の刺激でおこる嘔気のつらさに耐えている患者の背部をなでて、タッチングとして励ましのメッセージを与えるなど、さまざまな場面で使われている。看護教育のなかでマッサージは、20世紀半ばでは、清潔ケアを実施する際に行う血流を促す技術として教えられてきたが、2000年前後から、安楽やリラクゼーションの独立した技術として教えられている¹⁾。

看護技術として実践されてきたマッサージだが、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以後、あはき法）第一条に、医師以外の者で、あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうを業としようとする者は、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゆう師免許を受けなければならない²⁾とある。厚生労働省では、あはき法の資格を有しない者による施術を受けた者からの健康被害相談が報告されていることに対し、無資格者との判別のためのリーフレットを作るなどして注意喚起が行われてきた³⁾。また無資格者

が、人の身体に関わる施術を業として実施している問題に対し、広告の側面から規制するべく、2018年5月より、あはき法の広告に関するガイドライン作成に向けた検討会が始まり、現在検討中である⁴⁾。

この問題の背景には「マッサージ」という言葉は、手を使ってなでさすることを指す広義の意味と、あはき法の資格取得者が業務として実施する狭義の意味で使用されていることや、マッサージが、業務独占ではあるが名称独占ではないことなどが関係している。

著者は今までマッサージを、安楽確保やタッチングの技術の1つとして看護基礎教育に取り入れてきた。本学では生活援助論の活動と休息の援助の単元で演習を行っている。しかし、あんまマッサージ指圧師以外は「マッサージ」という言葉は使えないと書かれた情報をみた人から、看護援助で患者をさするときにマッサージという言葉を使ってよいかと質問を受けることがあり、看護師が「マッサージ」という言葉を使ってケアを行ってもよいかどうか、疑問に感じている人がいることが推測される。

そこで、あはき法の資格取得者ではない看護師が看護業務として行うマッサージの解釈について、法的根拠の視点で検討したので報告する。

II マッサージの現状

1. 広義の意味と狭義の意味

看護師が「マッサージ」という用語を使用してよいのかどうか迷うのは、なでさするという意味で使用する広義のマッサージと、あはき法の有資格者が実施する法律で規定されている狭義のマッサージがあるが、あはき法の有資格者の行うマッサージの厳密な技術については、日本の法令で定義されていないことが関係している。あはき法の資格の有無により行える範囲については、今まで判例や国会答弁などを通して解釈されているが、抽象的なものである。2019年5月31日の参議院の国会答弁では、あはき法に関する質問主意書が出され、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為についての説明を求めていることに対して、人の健康に害を及ぼすおそれの有無については、行為の具体的な態様から総合的に判断されるものであることから、一概に答えることは困難であると回答されている⁵⁾。

2. 医療類似行為に関する規定

医療類似行為とは、疾病の治療または保健の目的をもって光熱器機・器具その他の物を使用し、または四肢もしくは精神作用を利用して行われる各種の施術⁶⁾である。医療類似行為については、憲法二十二条で保障されている職業選択の自由の観点と、憲法十二条、十三条で保障する自由と権利は公共の福祉に反しない限り尊重されるという観点から、1960（昭和35）年1月27日最高裁大法廷にて「禁止処罰するのは、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為に限局する」⁷⁾と判決が下されている。

厚生労働省は、2003（平成15）年11月18日医政医発第1118001号にて、人体に危害を及ぼす又は及ぼすおそれのある行為について、無資格者がこれを業として行っている場合には、厳正な対応を行うとあり、禁止処罰するのは人体に危害を及ぼす行為に限局するという、最判昭和35.1.27の解釈を支持している。1960年の判決の際に害か無害かの判断は困難であるとの意見があったが、それを補完する形で、あん摩マッサージ指圧に該当するものとして「施術者の体重をかけて対象者が痛みを感じるほどの相当程度の強さをもって行う」との回答により、あはき法無資格者は「対象者が痛みを感じる強さ」で実施してはならないとの解釈が加わったと考えられる。

3. 名称独占と業務独占

資格には、資格がなければその名称を名乗ることが禁止されている名称独占の資格と、その業務を行うことが禁止されている業務独占の資格がある⁸⁾。看護師は業務独占資格であり、健康を守る業務としての専門性が認められている資格の1つである。あん摩マッサージ指圧師は業務独占資格だが名称独占資格ではなく、あん摩マッサージ指圧師の資格を持たない者がマッサージ師と名乗るだけでは、法律違反とはならないが、無資格者があん摩マッサージ指圧に該当する業務を行うと処罰の対象となる。

4. リラクゼーション業界の対応

経産省の日本標準産業分類では、リラクゼーション業は「手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。ただし医業類似行為を業とするものがその業務を行う事業所は、療術業に分類される」と定義している⁹⁾。

リラクゼーションに関連する産業は1990年代から2000年代にかけ急速に規模が拡大してきたが¹⁰⁾、あはき法に抵触することを避けるために、マッサージを行うことをトリートメントと表現したり、施術の名称をロミロミ、リフレクソロジーと呼ぶなど、慎重に言葉を使用することで対応している。しかし、あはき法無資格者が、マッサージという言葉を使わず、対象者が痛みを感じる強さで施術を実施する可能性はある。

III 看護師の実施するマッサージの法的解釈

1. 看護師の責務と判断

医療類似行為について、禁止処罰するのは人の健康に危害を及ぼす行為に限局すること、あはき法無資格者は、対象者が痛みを感じる強さで実施してならないことは、前述したとおりである。しかし、なでさするという行為は日常の中でも行うものであることから、あはき法無資格者の実施の是非は、人体に有害であるかどうか判断の基準になると考えられる。

マッサージを含むリラクゼーション技術は、看護師が独自の判断で実施できる看護技術である。実施前にマッサージを行えるかどうか、どのような姿勢で何分くらい行うかなど、アセスメントを行ったうえで実施し、実施中も、患者が疲れていないかなど観察を行いながら行う。実施後も観察を行い、実施の方法や実施の効果等の評価を行う。これはマッサージに限らず、

看護師が看護援助の際に行っていることであり、看護師は必要時には医師と連携・協働し、安全にケアを提供する責務がある。これらのことを含めて看護師は、人の健康に害を及ぼすおそれのないマッサージを行うことができる専門職であるといえることから、マッサージは看護業務として行うことができると考えられる。

リラクゼーション業に属する施設で受ける施術は、受ける人の自身の自己責任で受けるものだが、看護師が提供するマッサージは看護業務の中で実施され、患者のために有益であるか、安全で安楽に提供できるかを、専門知識に裏づけられた根拠に基づいて判断するものであり、実施に専門職としての責任が伴う。

2. 文部科学省・厚生労働省の見解

2002年、文部科学省主導で行われた「看護学教育の在り方に関する検討会」¹¹⁾では、看護実践能力を育成する看護基本技術が13項目に整理された。そのなかでマッサージはリラクゼーションなどの技術と並んで「安楽確保の技術」に位置づけられている。

また、看護師教育の現行カリキュラムでは、2015年3月31日に通知された、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインの各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知（医政発0331第21号）¹²⁾にて、看護師教育の技術項目と卒業時の到達度として、「末梢循環を促進する部分浴・罨法・マッサージができる」という技術項目を、看護学生が「少しの助言で自立して実施できる」とし、身に付けるべき技術としている。藤井¹³⁾は、療養の一環として行うマッサージは、看護の業の範囲で許容されると述べており、マッサージは看護師が患者に行う日常生活の援助の行為の技術のなかに含まれると考えられる。

医師との協働で実施する医療マッサージに類するものに、リンパドレナージがある。リンパドレナージはリンパ浮腫に対して複合的に実施され、指導管理に対し保険が適用されるものである。指導管理料は、専任の医師または専任の医師の指導監督の下、専任の看護師、理学療法士、作業療法士が行うものについて算定される。あんまマッサージ指圧師については、一定の業務の従事および研修を修了した者が、専任の医師、看護師、理学療法士、作業療法士が事前に指示し、かつ事後に報告を受ける場合に限り算定される¹⁴⁾とある。医療マッサージに類するものについては、医師の指導監督の下、専任の看護師であるなどの条件が整え

ば、保健師助産師看護師法の第五条、療養上の世話又は診療の補助の業務の範囲として実施することができる。

IV 看護師の実施するマッサージについて

以上、述べてきたように、医療類似行為について「禁止処罰するのは、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為に限局する」とあるように、マッサージを「トリートメント」などの言葉に言い換えることではなく、「対象者が痛みを感じる強さ」では実施せず、人体に危害を及ぼすおそれのある行為を行わないことが重要である。看護師は医療的知識と看護技術に関する教育を受けており、看護師の行う看護援助は安全で安楽なものであることが前提である。看護業務の中で行うマッサージは、看護師の専門性に裏づけられた情報の収集・分析・判断を行うことにより、患者に安全に提供することができる。このことから、療養上の世話を行う日常生活の援助技術として看護師はマッサージを実施できると解釈できる。また、医療マッサージに類するリンパドレナージなどは、医師と協働し診療の補助業務として実施することができると考えられる。

がん患者に対するケアなどに、安楽やリラクゼーションを提供する看護援助としてマッサージが取り上げられている¹⁵⁾。看護業務として安全・安楽な技術を提供しているということや、あはき法の範囲の業務を行うのではないことを看護師が認識し、看護師の専門性に自信をもって、患者に寄り添うケアを実践してほしいと考える。

文献

- 1) 岡本佐智子：根拠がわかる看護マッサージ，1版，東京：中央法規出版；54-56，2017。
- 2) 厚生法規研究会編：厚生法規総覧 医事（Ⅲ），東京：中央法規出版；5002，1953。
- 3) 厚生労働省 あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師と無資格者との判別について<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118517.html>>（2020年11月30日閲覧）。
- 4) 厚生労働省 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_547242.html>（2020年8月8日閲覧）。

- 5) 参議院 質問主意書 <<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/198/meisai/m198062.htm>> (2020.12.1 閲覧).
- 6) 大谷實：医療行為と法，2版，東京：弘文堂：27-29，1997.
- 7) 前掲1) 45-47.
- 8) 前田達明，稲垣喬，手嶋豊：医事法，1版，東京：有斐閣：71-73，2000.
- 9) 総務省 日本標準産業分類 <https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#n> (2020.11.27 閲覧).
- 10) 坂本義朗編：機能複合で拡大するビューティー&リラクゼーションビジネス，レジャー産業資料. 38 (6)：68-71，2005.
- 11) 看護教育の在り方に関する検討会報告書（平成14年3月26日）1-44，2004.
- 12) 厚生労働省HP 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて <https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1593&dataType=1&pageNo=1> (2020.8.09 閲覧).
- 13) 藤井亮輔：看護と「手当て」按摩・マッサージの効果，主任&中堅. 17 (1)：57-63，2007.
- 14) 厚生労働省 第1部平成28年度診療報酬改定における主要改定項目について：192-194. <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000114740.pdf>> (2020.8.31 閲覧).
- 15) 前掲1) 73-74.

受付日：2020年10月6日 受諾日：2021年1月31日

【Reference】

An in-depth examination of massage performed by nurses from a legal ground

Sachiko OKAMOTO

Abstract

Since May 2018, the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare has been conducting an investigation in pursuit of creating guidelines for the advertising of anma/massage/shiatsu, acupuncture, moxibustion, judo, and other therapies to address the problem of unqualified individuals providing treatments related to the human body as their business. We therefore examined the legal ground of massages performed by nurses who are not licensed as anma/massage/shiatsu, acupuncture, or moxibustion therapists.

Massages performed as part of a nurse's duties should be safely performed on patients by the nurses gathering, analyzing, and judging information based on their training and expertise. These types of massages can be considered to be within the confines of appropriate guidelines for massages by properly trained and licensed nurses.

Key words : nurses, anma/massage/shiatsu, massage, legal ground, legal status

